

2019年10月12日

産科医療補償制度加入分娩機関 各位

公益財団法人日本医療機能評価機構

産科医療補償制度運営部

災害救助法の適用に伴う産科医療補償制度「特例措置」について

「災害救助法が適用された地域の分娩機関様」が、災害の被害により妊産婦情報の登録・更新や掛金の支払い等を行えない場合に、「特例措置」を受けることができます。

災害の被害により、お困りのことがございましたら、産科医療補償制度専用コールセンターまでご連絡くださいますようお願い申し上げます。

記

■ 「特例措置」の対象となる事務

内容	Webシステム導入 分娩機関様	Webシステム未導入 分娩機関様
①妊産婦情報の登録・更新に係る事務	○	—
②妊産婦の転院に係る事務		
③掛金の支払い	○	○

- ・具体的な内容につきまして、ご連絡をいただきました分娩機関様に個別にご案内いたします。

以上

[お問合わせ先]

産科医療補償制度専用コールセンター

電話 **0120-330-637** <受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始除く）>